

令和元年9月吉日

お取引先 各位

丸水秋田中央水産株式会社

〒 010-0802 秋田市外旭川字待合28番地

TEL 018-869-5311

FAX 018-868-1931



令和元年10月からの消費税率の改定に関して

拝啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、10月1日から消費税率の改定と軽減税率の導入が実施されます。

それに伴い、弊社の対応を下記の通りお知らせいたします。

つきましては、内容をご確認の上、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 取扱い商品の適用税率について

- ① 飲食料品については、軽減税率8%を適用します。
- ② 飲食料品に該当しない商品については、新税率10%を適用します。

2. 取扱い商品の制限について

- ① 仲卸、買参人に対しては、飲食料品(軽減税率8%適用)に限り販売します。
- ② 新税率10%に相当する商品については、委託品扱いは致しません。

3. 取引に伴う諸経費の消費税率について

- ① 委託手数料、諸掛控除(小揚料、通信費、運賃、保管料等)、送金料などの諸経費については新税率10%を適用します。

4. 改定消費税率の適用基準日

- ① 荷受けに関しては弊社の受理日付が10月1日以降のものに適用します。
- ② 販売に関しては、10月1日以降に引き渡したものに適用します。

5. お問合せ先

- ① 仕入先(荷主・買掛関係)担当 TEL 018-869-5304
- ② 販売先(得意先・売掛関係)担当 TEL 018-869-5305

以上